

山梨県環境保全活動支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県環境保全活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の市町村、一部事務組合（以下「市町村等」という。）又は第4条（2）に定める公共的団体等及び（3）に定める廃棄物排出事業者団体が、「山梨県環境基本計画」（平成17年2月策定）の目的である「県民、民間団体、事業者、市町村などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組む」事業に要する経費に対して予算の範囲内で交付するものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境の保全と創造に資する次に掲げる事業で、別表のとおりとする。

- (1) ごみ減量化・リサイクル推進事業
- (2) 地球温暖化対策事業
- (3) 環境教育推進事業
- (4) その他知事が必要と認める事業

ただし、次のア～エに該当するものは補助事業から除く。

- ア 市町村等の庁舎等の公用施設や環境団体等の事務所としての施設の整備に係る事業
- イ 国や県の他の補助事業として採択された事業
- ウ (財)やまなし環境財団の助成を当該年度に受ける事業
- エ 自らの事業活動により発生した廃棄物の処理に係る事業及び専ら営利を目的とする事業

(補助事業者及び交付先)

第4条 補助事業者及び交付先は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村、一部事務組合
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条に規定する公共的団体等であって、規約を有し、環境保全活動に3年以上の実績がある団体（以下「公共的団体等」という。）
- (3) 山梨県内に事業所を置く複数（原則5事業者以上）の廃棄物の排出事業者、収集運搬業者、処分業者（リサイクル業者）、市町村（一部事務組合を含む。）、NPO等を構成員とする団体（以下「廃棄物排出事業者団体」という。）

ただし、当該団体が法人格を有しない場合にあっては、構成員のうち廃棄

物の排出事業者の代表者を補助事業者とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の補助対象経費及び補助率等は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業に要する経費であって、次に掲げる経費を除く。

- ア 市町村等が事業実施主体の場合は、受益者負担金等特定財源の額
- イ 人件費、事務所賃借料や光熱水費など経常的運営に要する経費
- ウ 恒久的施設の維持・整備に要する経費
- エ 個人又は団体に贈与される寄付金、義援金等
- オ 飲食に係る経費
- カ 公共的団体等が事業実施主体の場合は、事業の主たる経費が委託の場合の委託経費
- キ 用地取得に要する経費

(2) 補助率

補助対象経費の1/2以内

(3) 補助限度額

- ア 市町村等の場合
5,000千円を限度とする。
- イ 公共的団体等の場合
500千円以上2,000千円以下とする。
- ウ 廃棄物排出事業者団体の場合
1,000千円以下とする。

(4) 事業期間

単年度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、環境保全活動支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(事業の審査及び交付決定等)

第7条 前条により交付申請が提出されたときは、別に定める「山梨県環境保全活動支援事業費補助金審査要領」に基づき審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定額の1/2を限度とし、概算払いとすることができる。

2 概算払いを受けようとする補助事業者は、概算払い請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合

(3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない場合を除く。）

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了し、又は廃止の承認を受けた場合は、実績報告書（第4号様式）を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

（補助金の経理等）

第12条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備、保管しなければならない。

2 補助事業者が、この補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則、要綱等若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下

「取得財産」という。)については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（検査等）

第14条 知事は、必要があれば補助事業者及び関係機関に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

（グリーン購入）

第15条 補助事業者は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「山梨県グリーン購入の推進を図るための基本方針」（平成16年4月）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（書類の提出）

第16条 この要綱で規定する書類の提出は、所轄の林務環境事務所へ提出するものとする。

（その他）

第17条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

別表 （補助金対象事業メニュー）

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。